

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

通院が困難で在宅での療養が必要な患者様に総合的な医学管理をさせていただくための点数です。

計画的な医学管理の下に月1回以上の訪問診療を行った場合に、月に1回に限り算定させていただきます。

夜間・休日に急な体調変化等があっても、必要に応じて往診や他の専門医・病院等の紹介を行っています。

在宅患者訪問診療料

通院が困難な患者さまに対し、同意を得て計画的な医学管理の下に定期的に訪問診療した場合に算定します。